

木城町告示第16号

令和2年第2回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年4月20日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和2年4月27日（月）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

○応招しなかった議員

令和2年 第2回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和2年4月27日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年4月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第25号 専決処分の承認を求めるについて(木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて(木城町下水道条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町一般会計補正予算 第10号)
- 日程第8 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号)
- 日程第9 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて(令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号)
- 日程第10 議案第32号 木城町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第33号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第25号 専決処分の承認を求めるについて(木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例)

- 日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めるについて（木城町下水道条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算 第10号）
- 日程第8 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）
- 日程第9 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）
- 日程第10 議案第32号 木城町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第33号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	淵上 達也君

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから令和2年第2回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本臨時会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、入り口及び一部の窓をあけての換気対策を行い、議場内におきましては、マスクの原則着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年第2回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、4月22日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、黒木泰三君、8番、後藤和実君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日4月27日の1日間にいたしたいと思っております。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日4月27日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第25号

日程第4. 議案第26号

日程第5. 議案第27号

日程第6. 議案第28号

日程第7. 議案第29号

日程第8. 議案第30号

日程第9. 議案第31号

日程第10. 議案第32号

日程第11. 議案第33号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第25号から日程第11、議案第33号に至る議案については、朗読は省略し、一括して町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和2年第2回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には現下の新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止対策にご理解、ご協力を賜っている中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、一日も早い収束をお祈り申し上げます。官民挙げて一丸となってこの危機を、適格な情報提供と注意喚起そして支援を行い、感染拡大防止と社会経済活動の維持を図るべく、できる限り早急に乗り切りたいと考えております。

ご承知のように、4月8日午前0時には、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に新型コロナ特措法による緊急事態宣言が発令されました。さらに、16日夜には緊急事態宣言が全国に拡大されたところであります。

宮崎県におきましては、25日午前0時から、遊興施設及び遊戯施設に休業要請が出されています。県内におきましては、3月4日の初感染が確認されてから昨日まで、17人の感染発生が報告されていますが、高鍋保健所管内及び木城町での感染者はいません。引き続き町民の命を守っていくために、町民一人一人が不要不急の外出の自粛、往来の自粛、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、密室・密閉・密集の3密を避ける行動をとっていただきますよう注意喚起を促し

てまいります。

それでは、ただいま上程いただきました議案第25号から議案第33号に至る9議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第25号。議案第25号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、著しく収入が減少し、水道料金の納入ができないと認められる者について、納入期限を猶予するための条例改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第26号。議案第26号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町下水道条例の一部を改正する条例であります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、著しく収入が減少し、下水道料金の納入ができないと認められる者について、納入期限を猶予するための条例改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第27号。議案第27号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例等の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例等の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、主な改正点は、1点目、個人の住民税の寡婦（夫）控除の見直し。2点目、固定資産税の使用者を所有者とみなす制度の拡大。3点目、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し。4点目、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例適用期限の延長等であります。

次に、議案第28号。議案第28号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、主な改正点は、1点目、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、2点目、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し等であります。

次に、議案第29号。議案第29号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和元年度木城町一般会計補正予算（第10号）であります。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第10号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,425万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ47億5,070万円にするものであります。

歳入の主なものは、地方特例交付金増額1,397万円、地方交付税増額1,117万6,000円、諸収入増額1,128万3,000円、分担金及び負担金減額1,406万7,000円、県支出金減額1,016万2,000円、繰入金減額631万1,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額5,617万3,000円、農林水産業費増額1,494万円、予備費増額2,182万円、民生費減額4,126万1,000円、商工費減額1,275万3,000円等であります。

次に、議案第30号。議案第30号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ7,355万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億5,637万5,000円にするものであります。

歳入は、県支出金減額5,281万4,000円、繰入金減額2,140万円、諸収入増額66万1,000円であります。

歳出は、保険給付費減額6,010万円、予備費減額1,345万3,000円であります。

次に、議案第31号。議案第31号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、

承認を求めるものであります。

補正予算（第4号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ116万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7,639万4,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額116万円2,000円であります。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金減額116万2,000円であります。

次に、議案第32号。議案第32号は、木城町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成27年12月に制定しました本条例につきましては、自然災害を想定したものでありましたが、今回、この基金を活用できる事業を拡充するために、感染症及び家畜伝染病対策を追加するものであります。

最後に、議案第33号。議案第33号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億300万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額1,800万円であります。歳出は、衛生費増額257万5,000円、商工費増額1,538万5,000円、予備費増額4万円あります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第12. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第12、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第25号から議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号から議案第33号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第13. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第13、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第25号から議案第33号に至る1議案ごとの質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第25号専決処分の承認を求めるについて（木城町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第25号に対する質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） この対策によって、設けられることだと思っておりますけれども、非常にいいことであるのですが。

この中でちょっと聞きたいのですが、金額の軽減、それから免除、また納入期限を猶予するということになっておりますが、この金額軽減、これは大体何割程度の軽減なのか。それから、免除はどういった免除なのか。納入期限というのはどのぐらいを期限として設けられるのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 今回の条例改正の内容ですけれども、今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルスで著しく所得が減った方に対して、納入期限を4カ月間延期、延長するという内容の改正でございます。軽減、免除につきましては、今回は入っておりません。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 関連するのですけれども、4カ月延長ということですが、再延長というのが考えられるのかどうか。それから、現状でそういった要望等の相談状況がわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 猶予期限の延長につきましては、県内の各それぞれの市町村を参考にいたしまして、4カ月ということで決定をしたところであります。

相談につきましては、先週の金曜日に、水道料、下水道について相談が、1件来ております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 今の再延長が考えられるかどうかという意見を、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 再延長のお尋ねであります。先ほど環境整備課長が申しあげましたように、今のところは最長4カ月を考えておりますが、現下の状況等を見て、再延長が必要であれば検討させていただきたいと思います。

それから関連であります、この簡易水道事業も、それから下水道のほうも今回上げていますが、この条例の中に、今まで猶予期限の規定がありませんでしたので、その分をつけ加えさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

従来から料金等の軽減、免除等があったところであります。それから、料金等の軽減等についても、現下の情勢を見ながら今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第25号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第26号専決処分の承認を求めるについて（木城町下水道条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第26号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 細かいところで申しわけありません。先ほどは、軽減と免除という文言でありましたが、この場合には減免ということで表現してありますが、同じ意味合いというふうに考えていかどうか確認したいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 水道と全く同じような考え方でいいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第26号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第27号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第27号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第27号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第28号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第28号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第28号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町一般会計補正予算第10号）を議題といたします。

議案第29号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第29号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

議案第30号に対する質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 1つだけお伺いいたします。大幅な減額になっておりますけれども、これ要因としては、まず余裕を持った予算が組んであったものと思っておりますけれども、そのほかに、病院にかかる人が少なくなったということもあり得るのかどうかお聞きをしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（三隅 秀俊君） 4月1日から町民課長を拝命しました三隅と申します。今日が初めての議会登場ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ご質問の件ですが、今回減額をしておりますが、これは3月から2月にかけての医療費関係の、実績によって減額させていただいております。

今、特定検診をずっとしておりますので、その割合が51%ほどになっております。その関係もありまして、医療費のほうは下がる傾向にありますが、何せ医療関係ですので、今後どうなるかはわからないというのが実情でありまして。今回、過去の実績で減額ということになりました。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第30号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めるについて（令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）を議題といたします。

議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第31号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定されました。

次に、議案第32号木城町災害対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより議案第32号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和2年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第33号に対する質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 新型コロナウイルスに対する具体的な内容というか対策と思うのですが、その内容をちょっと具体的に教えてもらいたいのですが。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、予防費のほうで計上させていただいておりますが、1つは、消耗品関係につきましては主にマスクの購入費であります。予算の中では約2万枚を予定しております。現在、マスクの市場高騰が見られておりますので、従前の金額より10倍前後の価格になっております。現在のところ、1枚当たり50円から100円の間で想定をして、枚数の調整をしながら予算計上を行っているところであります。

また、医療薬剤費につきましては、アルコール消毒液と次亜塩素酸の消毒液をそれぞれ100リットルずつで予定、計上をしております。

また、感染発生に備えた消毒関係につきましても、関連する防護セット、タイベック等をそういったものを、今回、消耗品のほうであわせて計上させていただいております。

それと、庁用器具費、備品関係であります。1つは、現在各施設等に置いております消毒液関係の、設置をしない自動噴霧型の供給機を一応10基ほど、今回計上させていただいております。

それと、非接触型の体温計につきましては今回15個ほど、同じく予算計上をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 今回、まちづくり推進課では、需用費、印刷製本費76万円、それから、負担金補助及び交付金ということで、1,462万5,000円を計上しております。

まず、この補助金の中で、木城町プレミアム商品券発行助成につきましては、当初予算において、販売額1億円、プレミアム率20%で、当初予算の議決をいただいております。ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症に係る自粛要請等で、一番打撃、被害を受けている飲食店への助成等をしていきたいと考えております。

今回、補正を行うことで、販売額、町内1億円に対しまして、プレミアム率を3割、3,000万円行い、新たに町外向けのプレミアム商品券を、こちらについてはプレミアム率20%ということと考えております。この分を合計しますと、1億4,200万円の町内における消費効果があると考えております。

先ほど言いましたように、飲食店への影響ということを考えまして、今回プレミアム率を上げた部分、1冊当たり額面1万円を想定しておりますが、そのうちの、町内、町外それぞれ1,000円分につきましては、飲食店限定で使える商品券ということと考えております。もちろん、それ以外の商品券につきましても飲食店で使うことは可能ですが、今回プレミアム率を上げたところにつきましては、飲食店限定というように考えております。

それから、利子補助金262万5,000円を計上しております。これにつきましては、新型コロナウイルス対策に係る部分で、国、県等がセーフティネット貸付等を行うようになっております。この貸付金の利子補給、こちらを町で行いまして、実質、借入者につきましては、無利子になるような形をとっております。想定としまして、最大1件当たり5,000万円、5件程度を見込んでおります。

それから、印刷製本費につきましては、76万円を新たに計上しておりますが、こちらにつきましても、先ほど言いましたように、今回、プレミアム商品券の内容等が変わってきます。また、外資を獲得するための町外向けの商品券という部分も新たに発行しますので、その分の増加分となっております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） プレミアム商品券も景気対策としては、大事なことだと思うのですが、それを販売される予定の日がちというのは、大体もう決まっていらっしゃるのでしょうか。去年は6月末に販売したと思うのですが、この時期はまだウイルスの収束も厳しいと思うのですが、町民を守るため、3密にならないような形でやらないといけないと思うのですが。その点考えていらっしゃれば、よろしくお願いします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） おっしゃるとおり、販売等においては3密を避けるということが大前提となっております。今回のプレミアム商品券につきましても、商工会が実施主体

となってやっていくことになると思いますけれども、その3密を避けるための施策、やり方については、今後協議していきたいと考えております。従来どおり商工会の中で集まって、どんっという形では厳しいというように考えております。それらも含めて、今後、商工会と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第33号に対する討論、採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで令和2年第2回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） 初めに、お礼を申し上げたいと思います。臨時会におきましては、専決をいたしました議案をご承認いただきました。そして、新型コロナウイルス感染症拡大と先行きが不透明な中で、町内においても心身の健康不安や日常生活への影響、さらには個人消費や経済活動が日ごとに悪化していることから、今回、命を守る取り組みや地産地消及び経済復興の観点から議案をご審議いただき、提案どおり可決いただきました。厚くお礼を申し上げます。

次に、この場をおかりいたしまして、木城町における新型コロナウイルス感染症対策について発言をさせていただきます。

4月20日に閣議決定されました国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策並びに4月24日に発表されました宮崎県・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、木城町新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論と木城町の状況、実状を踏まえながら、町民の安全安心の確保及び地域経済の維持、活性化に向け、適時適切に対策を講じていくことといたします。

一方で、ご承知のように見えない敵、未知のウイルスとの闘いでもありますので、終息までには長期戦になるものと考えておりますので、国、県の対策とあわせて、町独自の支援対策を講じてまいります。

そこで、支援などの対策の第1段階といたしましては、感染症拡大の収束に——いわゆるおさまりであります。一定のおさまりであります——その収束にめどがつくまでの段階での緊急支援を行い、生活及び雇用を守り、事業が継続できるよう手だてを講じる考えであります。

第2段階といたしましては、新型コロナの終息——終わりではありますが——終息等を見据えて、早期に生活の安定と需要喚起及び経済の回復が図られるように、直接的な公的資金の支援も念頭に、議会の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、思い切った支援策を講じていきたいと考えております。

申すまでもなく、事業や雇用の維持などに対する支援及び住民への生活支援、そして学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備などを、引き続き臨機応変に、迅速かつ的確に講じてまいります。

今朝の宮崎日日新聞にも掲載されておりましたけれども、民間からの支援も届いております。木城町商工会女性部及び5名の女性有志から手づくり布製のマスクの寄贈がありましたので、木城小学校の新1年生や要支援者及び包括支援センターでお世話しています総合事業対象者やひとり暮らし高齢者等に配布をしたところであります。

今後、喫緊に専決予算で対応させていただきたい対策が3点あります。

1点目ではありますが、全国民に一律10万円を支給するという国の特別定額給付金につきましては、総務省からの通知に基づき、感染症拡大防止に留意しつつ、一日も早い支給に向けて、事務事業を進めてまいります。国が制度設計いたしました緊急経済対策でありますので、専決で対応させていただきます。5月中には支給できるよう努力をいたします。

次に、2点目です。今回宮崎県知事が休業を要請されました、遊興施設や遊戯施設などの対象施設は木城町内にはありませんが、木城町独自の支援対策の一環として、今一番影響を受けています町内で飲食業及び宿泊業を営む事業所に対して、一律10万円を支給することで準備を進めております。他の市町村のような条件は付けずに、一律支給することにいたしたいと考えております。町内の21事業所が対象になるものと思っております、総額210万円の支給額になるものと考えております。なお、財源につきましては、財政調整基金を予定しております。これにつきましても、迅速に支給するために専決で行いたいと考えております。5月中旬までには支給できるよう努力をいたします。

3点目は、深刻なマスク不足が続いておりますので、マスクの確保が整い次第、全町民に1世帯当たり50枚入り不織布マスク1箱を配布することを考えております。何とぞご理解賜り、ご

協力をお願い申し上げます。

ご承知のように、現在、緊急事態宣言が全国全て47都道府県になされています。そして、宮崎県・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が発表されると同時に、先ほど申し上げましたように、25日午前0時から遊興施設及び遊戯施設に休業要請が出されました。このように、さらなる感染症拡大防止のための自粛要請等が強化されますので、今後、緊急経済対策等の支援策も必要になるものと考えております。

また、日々刻々と状況が変わってまいりますが、今後も新型コロナウイルス感染症の終息、終わりに向けての対策を、熟慮断行、スピード感をもって適宜対応してまいりたいと考えております。そこで、先ほど申し上げましたように、議会を招集する時間がない場合は専決で対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

私たちは口蹄疫を経験しておりますし、また、東日本大震災を通して、自助、共助、公助、近助のあり方を学びました。いま一度このことを思い出しながら、対応、対処してまいりたいと考えています。なお、町民にはこれまでどおりホームページ、コスモス通信、月報、関係団体等にお知らせをしてまいります。

改めまして、本日の臨時会のご審議、まことにありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時47分閉会
